

様式第九（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

令和5年9月27日

厚生労働大臣 武見 敬三 殿
経済産業大臣 西村 康稔 殿

住 所 東京都港区東新橋1丁目5番2号
名 称 株式会社タイミー
代表者の氏名 代表取締役 小川 嶺

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

当社は、日雇い雇用のマッチングサービス（スポットワークサービス。以下「本サービス」という。）を運営している。従来のアルバイト採用媒体や人材紹介サービスは、中長期の勤務を前提にした雇用を主な対象としており、マッチングを経て一定期間後に労務提供が開始される（給与の支払いはさらにその後となる）ことが一般的だが、当社は、すぐ働くことができてすぐ給与がもらえる形でのマッチングを前提としたサービスを通じて、人材の流動性をより健全な形で高めるとともに、潜在的な労働力を喚起したいと考えている。

当社は、未成年の求職者に対してもより適切な求人案件を紹介できる体制の構築・拡充を検討しており、その中で、求人者（使用者）における「年齢を証明する戸籍証明書」（労基法57条1項）の備付けについてもサービス提供又は案内を行う予定である。すなわち、使用者は、満18才に満たない者について、その年齢を証明する戸籍証明書を事業場に備え付けなければならないが（労基法57条1項）、スポットワークにおいては、都度日雇いの雇用となるため、従前、求職者（労働者）においては毎回戸籍証明書を持参し、求人者（使用者）においては雇入れの都度戸籍証明書を備え付けるといったコストがかかっていた。

このたび、この戸籍証明書の備付けを効率化することによって、求職者及び求人者の双方のコストを押し下げ、未成年者に対してもスポットワークの間口を広げることで、未成年者にとっては新たな仕事にチャレンジする機会を増やし、また社会における労働人口を増やすことを目指したいと考えている。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新たな役務の開発又は提供」に該当する。

上記のとおり、使用者は、満18才に満たない者について、その年齢を証明する戸籍証明書を事業場に備え付けなければならないが（労基法57条1項）、スポットワークにおいては、都度日雇いの雇用となるため、従前、求職者（労働者）においては毎回戸籍証明書を持参し、求人者（使用者）においては雇入れの都度戸籍証明書を備え付けるといったコストがかかっていた。

これを効率化することによって、未成年の求職者はより働きやすくなり、また求人者（使

用者)においても事務負担を軽減することができる。



3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 事業実施主体

本サービス提供事業者：当社（職業紹介事業者）、及び当社からデータ管理業務等を受託する委託先事業者

本サービス利用者：満18歳未満（ただし労働基準法56条1項及び2項において使用できないとされる児童を除く。）の労働者（求職者）、及び当該労働者（求職者）と雇用契約を締結する使用者（求人者）

(2) 事業概要

<事業の流れ>

ア 当社は、アプリ上・インターネット上で職業紹介を行う。

イ 当社は、使用者（求人者）に対して、以下のいずれかの方法によって労働者の「年齢を証明する戸籍証明書」（以下「年齢証明書」という。）を事業場に備え付けることを案内する。なお、以下の「pdfファイル又は画像ファイル」は、インターネットを通じて（Webブラウザ上で）使用可能である本サービスの使用者（求人者）用管理画面に表示され、又は使用者（求人者）が自らの電子計算機その他の機器に保存する等によって、必要に応じ当該ファイルに記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようになっていることを前提とする。

- ① 労働者に、自身の年齢証明書を、pdfファイル又は画像ファイルの形で記録させ、あらかじめ当社又は当社の委託先事業者（当社がpdfファイル又は画像ファイルの保管・管理を委託する事業者。以下同じ。）に送付させておく。その上で、個別の求人案件に応募する際に、当社又は当社の委託先事業者から、氏名等とともに、自動で使用者（求人者）に送付され（応募の際に送付することについては、事前に労働者の了解を取得する。）、これを使用者（求人者）が備え付ける（以下「方法①」という。）。)
- ② 労働者に、自身の年齢証明書を、pdfファイル又は画像ファイルの形で記録させ、あらかじめ当社又は当社の委託先事業者に送付させておく。使用者は、これを、当社又は当社の委託先事業者のシステムを通じて、本サービスの使用者（求人者）用管理画面上で確認することができ（管理画面から、pdf又は画像ファイルをダウンロードできる。）、これによって備え付ける（以下「方法②」という。）。)
- ③ 労働者に、自身の年齢証明書を、pdfファイル又は画像ファイルの形で記録させ、これを使用者（求人者）に送付させ、使用者（求人者）がこれを備え付ける（以下「方法③」という。）。)
- ④ 労働者に、自身の年齢証明書（原本）を使用者（求人者）のもとに持参させ、使用者（求人者）がこれを備え付ける（以下「方法④」という。）。)
- ⑤ 労働者に、自身の年齢証明書（原本）を使用者（求人者）のもとに持参させ、使用者（求人者）がpdfファイル又は画像ファイルの形で記録し、備え付ける（原本は返却する。）（以下「方法⑤」という。）。)
- ⑥ 労働者に、自身の年齢証明書（原本）を使用者（求人者）のもとに持参させ、使用者（求人者）がこれをコピーし、当該写しを備え付ける（原本は返却する。）（以下「方法⑥」という。）。)
- ⑦ 労働者に、自身の年齢証明書（写し）を使用者（求人者）のもとに持参させ、使用

- 者（求人者）がこれを備え付ける（以下「方法⑦」という。）。
ウ 一度勤務し、既に年齢証明書が備え付けられている事業場（使用者）における別の求人案件に応募する（実際に勤務する）場合には、上記の送付又は持参は不要とする。

（３）新事業活動を実施する場所
アプリ上・インターネット上



５．解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

労働基準法

（年少者の証明書）

第五十七条 使用者は、満十八才に満たない者について、その年齢を証明する戸籍証明書を事業場に備え付けなければならない。

２ （省略）

厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令

（電磁的記録による保存）

第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の一及び二の表の上欄に掲げる法令のこれらの表の下欄に掲げる書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合並びに別表第一の四の表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる電磁的記録による保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- 一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シーディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法
- 二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

２ （以下略）

別表第一の表一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号） 第五十七条第一項の規定による戸籍証明書の備付け

６．具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

本照会書３．（２）記載の新事業活動において、使用者（求人者）による本サービスの利用に伴って行われる当社から使用者（求人者）への案内に基づき、使用者（求人者）が行う戸籍証明書の備付け方法・態様が、労働基準法57条1項及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令4条1項に抵触しないことを確認したい。

<当社の考え>

前記３．（２）イの方法①～③及び⑤は、いずれも、当該pdfファイル又は画像ファイルが、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令4条3項の要件を満たしている限りにおいては、同省令4条

1 項各号のいずれかの方法による保存（備付け）に該当すると解される。また、方法④、⑥及び⑦は、労働基準法57条1項の文言に反していない。

さらに、前記3.（2）ウについては、求められているのがあくまで事業場における「備付け」である以上、既に備え付けられている事業場において、改めての（二重の）戸籍証明書の備付けは不要であることは言うまでもないと解される。

7. その他
特になし